

広島地方裁判所委員会（第44回）議事概要

第1 開催日時

令和2年9月9日（水）午後3時

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 佐伯美香，下山克彦，寺尾昌幸，中川和思，永谷典雄，野田和裕，橋本晋，藤川和俊，藤澤孝彦（敬称略 五十音順）

[事務担当者] 茂原事務局長，永澤事務局次長，永吉事務局次長，寺田民事首席書記官，埤田刑事首席書記官，大田裁判員調整官，山川主任書記官，佐古総務課長，佐伯総務課課長補佐

第4 議事（発言者：■委員長，●委員，◆説明者）

1 委員長選任等

- (1) 互選により永谷委員が委員長に選任された。
- (2) 地方裁判所委員会規則6条3項に基づき藤澤孝彦委員が委員長代理に指名された。

2 前回委員会が出された意見に対する検討，取組状況等

別紙第1のとおり報告された。

3 議事「新型コロナウイルス感染症の拡大状況下における裁判所の対応について」

- (1) 意見交換のテーマを，前回委員会で定められた「法教育について」から「新型コロナウイルス感染症の拡大状況下における裁判所の対応について」と変更することが確認された。
- (2) 事務担当者により別紙第2のとおり事前説明
- (3) 裁判員用法廷において，事務担当者から，法廷内における新型コロナウイルス感染症対策の取組状況について説明を行った。

(4) 別紙第3のとおり意見交換を行った。

4 次回期日及びテーマ等について

令和3年2月1日（月）午後3時から，今回と同じテーマである「新型コロナウイルス感染症の拡大状況下における裁判所の対応について」で意見交換することとした。

※次回期日は令和3年10月7日（木）午後3時に変更されました。

(別紙第1)

◆：前回（2月4日）開催の地裁委員会では、「簡易裁判所の利用促進について」というテーマで、委員の皆様方から、次のような貴重な御意見を賜りました。

- ・ 簡易裁判所の手続の利用者が、事前にどのように手続に関する情報を入手したのかを調査し、これを周知方法に活かしたらどうか
- ・ 自治体等の住民相談を担当する相談員等に対する研修を行ったらどうか。
- ・ 調停の成立のみに主眼を置くのではなく、不成立であってもしっかり話を聞いてもらえて良かったとか、考えを整理して次のステップに進めたとか、そういう面をアピールしてはどうか

昨年度は、社会福祉協議会の相談員の方々に対し、広島簡易裁判所の調停委員が出向いて調停制度の御説明をしており、今年度も管内の支部において地域住民に調停制度に関する説明会を行うことを予定し、地裁委員会の御意見を実現するための検討をしていたところですが、新型コロナウイルス感染症のため、出向いての説明というのが非常に難しい状況になっており、目処が立たない状況となっております。

その他、簡易裁判所の手続の利用者が、どのように手続に関する情報を入手しているのかといった調査を含め、今後、より多くの皆様に簡易裁判所の手続を利用していただけるような環境作りについて、検討を続けて参る所存です。

以 上

(別紙第2)

◆：最初に一連の経緯と登庁の対応について御説明します。

今年1月16日国内で初の感染者が確認され、その後、感染者は東京都を中心に増加し、2月27日には政府による全国の小中高校に臨時休校の要請がなされました。

このような動きを受けて、当庁は、3月5日、ウェブサイトにおいて、来庁者の方々に対し、発熱等の風邪症状がある場合には、事前に電話連絡していただくようお願いする記事を掲載しました。

また、3月9日には、政府の専門家会議から密閉・密集・密接の、いわゆる3密回避の呼びかけが行われ、3月12日には、当庁においても、法廷の席の間隔を空け、前後にも重ならないよう、密集状態を避けるための取組を開始しました。

一方、広島県では、4月13日に感染拡大警戒宣言が出され、感染状況レベルが最高のレベル4とされ、平日の外出自粛が要請されました。

政府も、4月7日には7都府県を対象とした緊急事態宣言を発令し、4月16日には全都道府県を対象が拡大されました。

このような中で、当庁は、4月17日(金)に、4月20日(月)から5月6日(水)までの間に指定されていた民事事件の期日を、緊急性の高い一部の事件を除いて取り消すこととし、その旨をウェブサイトに掲載しました。

その後、全国の感染者数は、4月11日をピークとして減少傾向に転じ、広島県においても、5月9日には施設等の使用制限の協力要請が一部解除され、感染状況レベルも3、そして2へと順次引き下げられました。政府も、5月14日には広島県を含む39県の緊急事態宣言の解除を行い、同月25日には残る8都道府県の緊急事態宣言を解除しました。

このような感染者減少による政府等の警戒レベルの低下を受けて、当庁としても、ウェブサイトにおいて、縮小していた業務を順次再開すること、並びに感染防止対策として、法廷の傍聴席や待合室での間隔開けや、換気のため法廷や和解

室等の窓・扉を開放すること，来庁者へのマスク着用の協力要請，発熱等の症状がある場合の事前の電話連絡依頼を周知いたしました。

(別紙第3)

■：それでは、意見交換をお願いしたいと思いますが、三つの話に分けて御意見をいただければと思います。一つ目は、裁判所が業務を縮小したことについて、二つ目は業務縮小以外の一般的な感染防止対策の在り方について、三つ目はこうした業務態勢や感染防止対策の周知の在り方についてです。

一つ目の業務を縮小した点ですが、先ほど説明させていただいたとおり、民事訴訟については4月20日から5月6日の期日を全件取り消しております。刑事訴訟のうち、裁判員裁判につきましては、3月に小中高校休校になったことを踏まえ、裁判員候補者の方に出頭していただくことは困難ではないかと考え、3月と4月の裁判員の選任期日を取り消しています。それ以外の刑事裁判につきましては、多くがいわゆる身柄事件、被告人が勾留された事件でありまして、これについてはやはり緊急性が高いただろうということでそのまま審理を続けていたというところでもあります。こういった状況が一月ぐらいあったわけですが、この点について御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

●：今ここに事例を持っているわけでもないのですが、例えば解雇とか賃金の未払とか、救済が遅れると違法状態が続くというような事案というのはたくさんあったらと思うのです。例えば和解合意はできているけども、最後の期日が開けないから先送りになるとか、そういったようなものがあったのかどうか。それと、そういったことに対して、それが先送りになる、期日取消しになることについて当事者や弁護士さんから抗議なり何なりが、そういったようなことがあったのかどうか。もしあればどう対応なさったのか教えていただければ。

■：緊急性のある事件ですと、仮処分という形で手続が進められることがあるかと思いますが、そういった緊急性のある仮処分、民事保全手続については、この業務縮小期間中も滞りなくやるという方針だったと承知しております。

●：私は保全処分をする民事4部を担当しておりますが、貸金仮払い仮処分、その他仮差押仮処分という緊急性ある事件は平常どおり行っておりました。また、DV事件とか、破産事件でも緊急にやってくれというような申立てがあるものは、常時裁判官が1人はおまして、平常どおり対応しておりました。

■：和解成立が延びてしまったのではないかという点については、具体的な事案は承知していませんが、民事訴訟の中で和解手続が進んでいた事件は多々あったでしょうから、一月期日が開かれないことによって、その間和解の成立が遅れたというケースもあったであろうと思います。ただ、その関係で個別の抗議が来たということは承知しておりません。

●：私の組織におきましては、新型コロナウイルスより前に感染が蔓延した新型インフルエンザのときに、業務継続計画（BCP）を作成しておりました。今回、それをベースに各課レベルで新型コロナ用に見直して、最低限今しなければいけないこと、少し先送りにしてもいいこと、何より優先してやらなくてはならない感染症対策などを区分して対応したところです。地裁におかれては、どのような基準でBCPに定められているのか、若しくはどなたかの判断で、事件の期日を進める、中止するなどを決められるのでしょうか。

■：裁判所も新型インフルエンザを念頭に置いて業務継続計画を策定しておりまして、それに基づいて今回対応しました。緊急性のある保全事件等については、これは業務を継続するという形で、先ほど申し上げたような、これはやる、これはやらないという判断をしました。

◆：先ほど委員から御紹介がありましたが、民事事件といたしましてもいろいろご

ざいまして、通常の民事訴訟事件といわれるものや、調停事件、あるいは破産事件がありますが、それらにつきましては特に緊急性のあるものを除きまして全件期日を取り消しました。ただし、仮処分などの保全事件、配偶者からの暴力を受けているというようなDV事件、あるいは人身保護など、これらに代表される特に緊急性の高い事件は通常どおり行っていたというところでは、給料の差押えですとか預貯金の差押えなどの債権を差押える民事執行事件についても、全件通常どおり行っていました。

刑事事件につきましては、裁判員裁判につきましては3月に2件、そして4月にも2件ほど期日を取り消しはしましたが、その他の勾留されている被告人の身柄付きの刑事裁判とか、保釈など、緊急を要する業務につきましては通常どおり処理した一方で、被告人が自宅から裁判に出頭する在宅事件については期日を取り消していったということです。ただ、在宅事件はもともと数が少ないものですから、民事事件と比べて刑事事件については縮小のレベルは小さいものとなっております。

- ：緊急性があるか否かというのが一つのキーワードだというのはよく分かりました。それで、コロナの対策として民事事件の期日を取り消すということが1か月くらいにわたって行われたということですが、その理由は人が法廷に集まって感染拡大することがないようにする、クラスターの発生を防止するということと思われまじけれども、裁判所の手続の中で、民事事件の場合は、判決の言渡しについては法廷に行く必要はないので、我々は普通行きません。そうすると、判決言渡しまで延ばされてしまうのはなぜなのかという強い思いがございます。それから、今、裁判手続も世界に倣ってIT化の動きが非常に加速しております。広島地裁でもITを利用してウェブ会議で手続をするという指定庁になっていると聞いております。ですから、集まる必要はないわけで、そうすると、そういったものをどんどん活用して手続を進めることもできたのではないのかなと思っておる

ところでは。最初の頃の、何があるか分からない、初めての御経験ですから、なかなか対策は難しかったと思いますけれども、今後の、同じようなことが、先ほど所長もおっしゃられた、今後もあるだろうという場合には、法廷に集まらなくてもよい手続は取り消す必要がないと思いますし、集まらなくても利用できるウェブを利用した手続等も活用していただきたいというふうに思っております。

■：貴重な御意見ありがとうございます。今後参考にさせていただきたいと思えます。判決について、確かに原本までできていれば言い渡すだけですのでできたであろうと思えますが、多くの事件ではまだ原本ができていなかったのではないかと。原本ができたものについては言い渡すべきではないかという点について、逆にお尋ねする形になるのですが、言渡しを受ける当事者側は大丈夫だったのでしょうか。言渡しを受けると、判決の控訴などのいろいろな打合せを依頼者としなれないといけないと思うのですが、当事者側の態勢は問題なかったのでしょうか。

●：控訴提起には2週間ありますから、何らかの形で打合せはできますし、詳細な控訴理由まで書かなくても控訴はできますので、その辺はそれほどの支障にはならなかったのではないかと思っております。

■：ウェブ会議、IT化の関係ですが、それも御指摘はごもっともであると思えます。裁判所は民事裁判のIT化を進めておりまして、この2月から民事裁判の争点整理をウェブ会議で行うという運用をコロナに関係なく始めており、機器の準備を整えております。代理人の事務所の機器の整備、あるいはウェブ会議に習熟していただくということで、いろいろと裁判所から御説明もさせていただいて、徐々に利用件数が増えているところです。ちなみにこの7月は、広島地裁民事部全体で約30件の事件においてウェブ会議が利用されました。

もともと、これは当事者の一方だけがウェブ会議を了解しても、反対当事者が反対した場合にはできませんので、両当事者の御理解と御協力を得て行っていく必要があります。また、4月下旬から5月初めにかけては、職員の出勤をできるだけ控えていましたので、その関係でもウェブ会議は難しかったと思います。一方、その後段階的に業務縮小を解消させたわけですが、その時点ではウェブ会議がもっともっと活用できればよかったと思っております。

いずれにしても、コロナ対策、感染防止対策の一つとしても有効な手だてでありますので、引き続きウェブ会議の利用拡大を図ってまいりたいと思います。

●：素朴な質問として、関わっておられる裁判長に陽性反応が出たら、裁判はどうなるのですか。

■：そうすると、発症しているか否かにかかわらず出勤できませんので、期日は取消しせざるを得ないと思います。

●：やっぱりそういうことなのですね、緊急性が高かろうがそういうこと。

■：仮処分のように、緊急性の高い事件が申し立てられた場合には、担当裁判官が固定されていけませんので対応できる裁判官が対応させていただくということになります。

●：新しい事件についてはそうだろうと思うのですが、もう始まっている裁判について、途中でそういうことが起こった場合はどうなるのかなというのが疑問だったのと、裁判員の方なんかでも複数おられるわけで、1人の方に陽性反応が出たとか、そうすると、そのメンバーの一人がいなくなると、その裁判というのはもう継続されないと、そんなイメージなのですか。

■：後者の御質問からお答えしますと、裁判員の方が陽性になった場合には裁判員の選任の取消しということになるのではないかと思います。そのために補充の裁判員の方がいらっしゃいますので、その方で対応するということになるかと思えます。

刑事の身柄の事件、被告人が勾留されている事件は、緊急性があるということで審理を続けておりまして、そのような係属中の事件において、裁判官が感染したら、その事件の期日は取消しせざるを得ないということになります。今のところ、幸いそういう事態は生じていませんので、今後も裁判官自身の感染防止もしっかりしてもらって、そうならないようにしていきたいと思えます。

●：意見というのはあまり持つてはならず、ただ疑問に思っただけなのですが、広島は400、500人足らずということで、そこそこかなと思っっているのですが、東京、関西、福岡、そこらあたりの地方裁判所はどうだったのかな。そういうのがあまりニュースにもならないし、いろいろな施設とかでクラスターが発生したとかいうのはよくあったのですが、裁判所でクラスターが発生したというのはあまり聞いてないし、そこら辺がどうなのか、あるものなのか、なかったものなのかが素朴な疑問です。

■：報道ベースでしか私も承知しておりませんが、幸い下級審の実際に裁判をしている裁判官が感染したという情報は、私も接しておりません。ある庁の執行官が感染し同じ執務室のほかの職員も自宅待機したという報道は目にしております。

●：私たちの企業において業務を縮小すると、何らかの形で数字に出てくるのですね。例えば売上げが下がるとか、それから利益が出ないとか、従業員の労働時間

が少なくなるとか、様々、何かの形で数字が長期化すると出てくるのです。それは民間企業であれば縮小した分だけ何か変化が起こるわけなのですが、そういう面では裁判所の方で、裁判所のやり方とかは詳しくは分からないのですが、業務を縮小したら、縮小しただけではいけないような気がしますよね、やっぱりどこかでパフォーマンスを維持しておくという、そういうものっていうのはどういうふうな形で考えられて、何かそのあたり意識というか、モニターしているとか、つまり裁判というものが遅滞なく進んでいるということはもう確認しているとか、そういう観点では何かございますか。

■：毎月、係属事件が何件かと、各担当部、各担当係の裁判官ごとに何件の事件を持っていますと、未済事件というのですが、そういう統計は取っています。

1か月業務を縮小した、期日を開かなかつたことで、確かにその未済件数が広島の場合には若干増えております。この点は、少し時間をかけながら平常に戻していく必要があると思っております。

●：私が担当する民事4部の緊急性の高い事件をやっている部署では平常どおりやっていたのですが、例えば破産事件とかですと、債権者集会が1日に結構入っていたのを一律2か月、3か月先にスライドした分は、その分延びてしまったことは間違いないのですが、そういった、一律スライドさせた期日の合間に新しい事件を入れていましたから、一時的に事件の数が立て込んだ状態になりますけれども、数箇月で戻していつているというような状況です。

●：となりますと、業務縮小は一時的なものであって、それはやり方の形は変わったりとかしながら、要するにコロナ禍であっても今までのパフォーマンスは保っている又は保つ見通しが今立っていると、そういう理解でよろしいのですか。

■：当庁につきましてはそうかなというふうに思っておりますが、引き続き業務縮小の影響についてはよく見ていきたいと思えます。

●：裁判所の仕事の中で、比較的リモートになじみそうな分野みたいのはありますか。

■：なかなかそこは難しいところでして、記録が今紙ベースになっているものから、将来的に今のIT化が進めば、記録自体も電子化することを目標にしておりますので、そういうことがかなうのであれば、あるいはテレワークのようなことができるかもしれません。情報セキュリティの問題をどう乗り越えるのかという大きな問題はありますけども、技術的には可能になってくるのではないかと思います。現時点でなかなかテレワーク、リモートというのは残念ながら裁判所はできていないというところがございます。

●：業務縮小の中でも、緊急性の高い案件については進めなければいけないというのはよく分かるのですが、このような緊急性の高い案件につきましても、多分コロナという点では関係なく感染のリスクがあると思いますが、それについてどういう安全対策とか、そういうことを考えていらっしゃるのかが分からなかったのですが、先ほど見たような形で、一般的な対応はされているとは思いますが、それでもやっぱり、DV被害の方など、その人自身、DVの被害に遭いながらもコロナに感染している可能性もあるということだと思っておりますが、そういうことに対してはどのような対処の仕方で臨んでいるのかを教えてください。

●：まず、これまでだと比較的小さい部屋で面接などをやるが多かったのです

が、広めの会議室を使って、DV事件などのように関係者が全員で三、四人しか揃わないようなものでも広い部屋にして距離を十分とる、夏でも冷房を入れながら窓を開けたりして、できるだけ換気をよくして、万が一その方が感染している方であっても、濃厚接触者と認定されないような環境でやると。あるいはマスクをされていなければ裁判所のマスクを提供してマスクをしていただくとか、そういったようなことで手続は行っております。感染しない、濃厚接触者と判定されないような環境でやるということを意識しております。

●：そうなのだろうなと思いましたが、それでも可能性がゼロにはならないのかなというところがありまして、そこがちょっと、私ども大学なんかだと、ゼロにする方向に考え過ぎているかもしれないのですが、非常に世の中が進んでいかないうちに今全国的になっている。授業もオンライン授業が続いているということがあるなど、裁判所と似ているかもしれませんが、これから始まる入試などでは、セキュリティももちろんだし、公平さとか厳格さとかを大前提にしながら、一堂に集まってやるのがこれまでは当然だった中で、オンラインの入試をやってみようかとかいう話すら出ているというところでした、その辺の、厳密にやらなければいけないとか、緊急性が高いものについても解決しなければいけないということと、リスクとの折り合いというところがどうなっているのかというところが分かればと思ったのですが、そういうところを考えながらやっているということとで承りました。

●：県の要請を受けて出勤を自粛されたということで、恐らく交代勤務というようなことが裁判所でもなされたのではないかと思います、弁護士からしますと、裁判所に確認をしたいことがあってお電話をしても「担当の書記官がいません」ということでそのままになってしまうということがあって、その方が出ていただけるまでは解決しないということがありました。そこで、今日、民間といいます

か、いろんな会社や官庁の方がおられますので、そういったテレワークとか交代勤務の場合に、外部からの問い合わせに対してどのような対応をしたらスムーズにいくのか、そのあたり教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

●：うちの業界の場合は、記者が足を運んで対面してネタをとるというのが当たり前なのですが、今回のことで本当に、記者の後ろを歩くとモニター越しに取材先とやり合っているなんていうのをよく見ました。テレワークも、コロナが緊急事態宣言の後ぐらいは、記者の6割ぐらいがテレワークというような状況も続いておりましたが、やっぱりうちは情報が命なので、裁判所の方の前で言うのも何ですが、先ほど委員がおっしゃったようなことは全くないというか、確実に連絡がとれる態勢はもちろんとっておりましたので、担当者がテレワークだから物が進まないというようなことはなかったと思っています。

●：私の属する組織全体のことを申し上げるのは、立場的に難しいので、分かる範囲でお答えしますと、毎日職員の半分はテレワーク実施という方針が出ましたので、1人1台貸与されているパソコンを家に持って帰って、できる限りテレワークで業務を進めました。一方で、業務上のコミュニケーションは滞らないようにということで、ウェブ会議、チャット、メール等を活用してということでしたが、やはり職員によっては、ウェブ会議でいざ呼び出しても応答がなかったり、「今日はこの資料を作成します。」などという業務連絡が形骸化してしまったりして、なかなか仕事の成果が把握しにくいという意味で、やはりテレワークより出勤してもらったほうが業務が進むというような、まだまだ過渡期にあるとは思いますが、しかしながら、少なくとも利用者からの問い合わせを放置したというようなことは絶対ないということには留意して進めて参ったというところです。

●：百貨店ですので、コロナにかかわらず、これは絶対、信用というか当たり前の

話で、お客様からの問い合わせに対してこの者がいないと答えられないというのは全くNGで、これは我々の評価基準といいますか、人事考課基準にもなるぐらいのことです。お客様、とくに外商をイメージしていただいたら分かるかもしれませんが、外商の場合ですと、やはり不特定多数のお客様というよりは限られたコアなお客様に対して対応しております。ですから、商談の内容であったりとか、そういったところも親密な部分もあります。ですから、このことに関しての問い合わせについては、百貨店ですので店は364日開いています。外商についてもそれぞれ定期的に順番で休みを取得していますので、お客様には、特に懇意なおお客様については自分の休みとかは伝えている係員は数多いのですけれども、やはりそうではなくお客様の都合で問い合わせが入ったりした場合については、これは間違いなく代わりの者が対応します。ただ、担当でないと分からない場合については、お客様のお許しを頂いて、そしてちょっと時間を頂く若しくは緊急性のない問い合わせ等であれば後日でもよろしいでしょうかと、お休みを頂いておりますというようなこともお伝えさせていただいて、そして後日対応できるものは後日対応、緊急性のクレーム的なことであったり、緊急性の高いものについてはお時間を頂いて、これは休みでも仕方がないということで上長判断により本人と話をし、そういうお客様の内容を伝えた上で、これは電話対応させていただいて連絡をとるとか、そういうことはコロナ禍のみならず当たり前のことで、それができなければ我々の商売というのは信用というのが成り立たないということでもありますので、さっきのお問い合わせのようなこと、どのようにされているのですかとか、そういうことはないのですかという質問については、これはないというふうにお伝えできると思います。

- ：ありがとうございます。裁判所も問い合わせに対応できるように一部出勤させておりましたが、放置されたということであれば、それはあってはならないことだと思いますので、ここはしっかり改善し、今後の教訓としたいと思います。

だんだん時間も残り少なくなってきましたけれども、感染予防対策の関係で、先ほども見ていただいたアクリル板を置くとか、消毒液を置くとかいうような一般的な対応しかしておりませんが、何か御指摘があれば頂ければと思います。

●：感染予防対策で、テレワークとかそういうのをいろいろやっているのですが、感染のリスクを減らすというのはどこで減らすのかと考えたときに、通勤途上ということが一つあったので、やっぱりマイカーで通勤したいという希望がたくさん出ました。最初の頃は消極的だったのですが、特に首都圏の方については非常に怖いということなので、マイカー通勤を許可して、一時的なのだけでも、月の通勤の手当、基本実費といいますか、実費計算ですよ、定期券計算などをしますが、それを変更しない。マイカー通勤をしたとしても通常今の申告の範囲内でやりくりをしてくださいと。もちろんマイカー通勤しても通災は出るということを確認して、短期間的には、通勤については通常の公共料金を払うので、マイカー通勤でいろんなことがありますね、コインパーキング代とか、駐車場が確保できないから、したがってそういうものはできるだけ援助しますよという形でやった。これは利用している方も限りはありますけれども、これについては社員については好評でした。やっぱりマイカー通勤というのが安全な部分があるのだと思います。

■：駐車場は確保できていましたか。

●：駐車場は、会社の駐車場は限りがあるので、これが不公平になるから、要はコインパーキングに停めてくださいと。それについては自分がお金を払うのだけでも、それはJR代とかバス代とかの中で工面してくださいと。今、安く利用できるコインパーキングが実はありまして、1日停めて800円ぐらいです。800円の20日といたら1万6000円ですね。そういう人は、大体通勤費が1

万5000円だったりするから、1か月、それで比較的相殺されて、何とか短期的にはいいだろうというようなことに落ちつきましたね。

- ：見させていただいたことについてはすばらしいと思いますし、当然かなというふうに思いました。弊社が取り組んでいる中で、これもほとんどされていると思うのですが、検温チェックですね。毎朝必ず検温チェックをして上長に報告をするということをしています。これは社員のみならず、お取引先様の応援社員様、人材派遣業者様、アルバイトに至るまで全てです。少しでも異常がある場合、発熱する場合については遠慮なく申し出て自宅待機をしてもらおうと。また、やはり感染しやすい地域には出張は禁止しています。特に関西圏，関東圏での展示会出張とか，そういったものは全て。それと逆に，そちらの方面から来られるのは今は待ってくださいね，電話で済むことは済ませましょうということでお互いの行き来を控えております。一番怖いのは，プライベートな時間の夜の会食であったり，接客を伴うような，そういったところが非常に怖いなと思いました。とにかくプライベートな時間の行動というのを厳格に注意しました。それから，休憩時間，食事時間といったマスクを外すタイミングのところを注意しました。従業員食堂を使う場合，短時間で済ませてほしいと伝え，今はテーブルごとに全部スクリーンを対面にしています。お客様については，これはもう我々の方からこうしてくださいと言うわけにはいきません。お店によっては入り口にセンサーをつけて検温したりとかいうようなことをしているところもあるのですが，マスクをして，この猛暑の中，体温が上がるのは当たり前，そういう中で，ちょっと体温高いですね，お客様，入店お断りしますというようなことは我々のビジネスとしては非常に難しいということです。ですから，これはお客様の性善説に立ってお客様を信用すると。ただし，長時間の接客であったり，メイクなどについては控えさせていただいたりとか，そういう対応をさせていただいて，とにかく店から一人も感染者は出さないのだという話をしています。一つだけ，我々のトップ

が従業員各位に伝えてほしいと言ったのは、発熱した、もしかしたらPCR検査して陽性反応が起こるかもしれない、これを恥ずかしいことだと思わずに必ず言ってくださいということでした。体調の異変を隠してしまう行為というのが後になって一番危険な行為になってくるのであり、必ず正直に伝えることが、最大の拡大防止対策になっているのかなと思っております。

■：次に三つ目の話ですけれども、裁判所のウェブサイトにおける周知の在り方はどうだったのかと、若干簡単な記載ぶりだったかなという反省もあるのですけれども、いかがでしょうか。

●：そもそも、周知する対象として、広く県民全体に対して、裁判所はこういうふうに感染防止対策に取り組んでいるので、是非とも傍聴に安心して来てくださいというようなことが周知できているかということなのか、それとも裁判所に用事があって来る方というのは限られているので、その人たちへの周知がきちんとできているということなのか、その辺がよく分からなかったので教えていただきたいと思います。

■：いろんな目的があったと思います。広く一般にお伝えしたかったのは、保全事件とかDVの事件とか、こういう事件は業務を継続していますという案内でした。民事訴訟の期日を取り消しますという話は、これは個別の当事者に対しては裁判所から個別に連絡していますので、大きな意味はなかったかもしれません。ただ、破産事件については、債権者が多数いらっしゃるものですから、個別に取り消しますということや変更しますという話ができなかったこともあり、そのような方向けには、この事件はいついつに変更されますという、そういう周知をさせていただきました。また、裁判所が、傍聴席の間をあけるなどして感染防止対策をとっていますよという案内は広く傍聴に来ていただく人に向けての周知でした。

- ：最低限必要なこととして、きちんと伝えるべき人に伝わっていたと、そういう周知はできていたということですね。

- ：ウェブサイトとは別に、むしろ裁判所に来る人が、大丈夫ですかみたいな問い合わせが期間に増えているとか、どういう問い合わせが多いのかとかいうところは、ウェブサイトの記載内容に生かされていくと思うのですが、問い合わせの状況はどんな感じだったでしょうか。

- ：御指摘ありがとうございます。今後検討してみたいと思います。先ほど、検温の関係の御指摘があったかと思えます。感染防止対策の話として、検温チェックは確かにお店によってはやっているところもあるし、なかなかそういうのはできないお店もあるというふうに承知をしているのですが、皆さんの職場で検温チェックまで来庁者に対してされていたというところがあれば御紹介いただければと思います。

- ：私の組織は、生活上の不安に関する相談を受けておりますので、緊急事態宣言が発令されたときこそ、相談は断れないと考えて、基本的にできるだけ電話で相談を受けるようにはしておりました。しかし、どうしても対面で相談したいと希望される方もいらっしゃいましたので、来庁者の方には、まず、アルコール消毒を目の前でももらい、もちろんマスク着用をお願いし、検温にご協力いただいた上で、37.5度以上の場合は、申し訳ないけれど今日は相談をお受けできませんと丁重にお断りをしてきたところ です。

- ：当社の場合は大きく二つあって、本社・営業所と、工場の勤務についてとありまして、当社は医療機器を製造しているので、工場にコロナを持ち込むと、工場

の稼働を止めるわけにはいかないということで、工場と本社系の温度が全然実は違います。工場では、額に当てて体温を測るガンみたいなものがありますが、あれは精度はよくないため、37度を超えている場合には、実際に体温計で測ってもらっていました。本社では、額に当てる体温計だけでチェックをしていました。

- ：お客様に対しては、大きな館の入り口にはそういう検温施設は置いていません。ブティック、ショップなどの囲われている売場では入り口で1人ずつ検温させていただいて、極端に体温の高いお客様については、これは丁寧に御理解を頂くようなことをしていました。